

報告第27号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月19日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和3年9月21日	7,730円	足立区江北 在住者	令和3年6月24日午後0時50分頃、足立区江北六丁目付近の路上で、相手方が運転する自転車が右折をする際に、後方から直進してきた職員が運転する自転車と接触したため、転倒し、軽傷を負わせた。